限定保育士）又は障害福祉サービス経験者（指定通所基準第五条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。）の員数を満たしていないこと。	
⑵　基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第五十四条の六第一項第一号の基準を満たしていないこと。	
指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数が次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合	百分の七十（五月以上継続している場合は、百分の五十）
⑴　指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。	
⑵　基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第五十四条の六第一項第二号の基準を満たしていないこと。	

ハ　（略）

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定児童発達支援事業所等の営業時間（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。）の場合にあっては指定通所基準第三十七条（指定通所基準第五十四条の五及び第五十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にあってはこれに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）が四時間以上六時間未満である場合	百分の八十五
（削る）	

実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。（児童発達支援管理責任者の員数については、指定通所基準附則第二条の規定により、適用しない場合も含む。）	
⑵　基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第五十四条の二第一項第一号又は第二号の基準を満たしていないこと。	
（新設）	

ハ　指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合	百分の八十五
⑴　指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。	